

平成25年第4回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成25年12月16日 開会

平成25年12月24日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成25年第4回鳴沢村議会定例会会議録

平成25年12月16日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 小林 昭一	2番 渡邊 政司
3番 渡邊 明雄	4番 佐藤 博水
5番 小林 茂澄	6番 三浦 利雄
7番 渡辺 泉	8番 小林 利雄
9番 渡辺 久男	10番 田中 稔

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

1番 小林 昭一	2番 渡邊 政司
3番 渡邊 明雄	4番 佐藤 博水
5番 小林 茂澄	6番 三浦 利雄
8番 小林 利雄	9番 渡辺 久男
10番 田中 稔	

4、欠席議員

7番 渡辺 泉

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋

税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫

福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司

振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

議案第 34 号 鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 35 号 鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 36 号 鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 37 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 38 号 鳴沢村地域の元気臨時交付金基金条例を定める件

議案第 39 号 青木が原ごみ処理組合規約の変更について

議案第 40 号 中央市の脱退に伴う青木が原ごみ処理組合の財産処分について

議案第 41 号 平成 25 年度 鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 42 号 平成 25 年度 鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 43 号 平成 25 年度 鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 44 号 平成 25 年度 鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 45 号 平成 25 年度 鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

発議第 3 号 富士スバルラインのマイカー規制期間の短縮に関する意見書の提出について

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 34 号 鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する

条例を定める件

- 日程第 5 議案第 3 5 号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 6 議案第 3 6 号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 3 7 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 3 8 号鳴沢村地域の元気臨時交付金基金条例を定める件
- 日程第 9 議案第 3 9 号青木が原ごみ処理組合規約の変更について
- 日程第 1 0 議案第 4 0 号中央市の脱退に伴う青木が原ごみ処理組合の財産処分について
- 日程第 1 1 議案第 4 1 号平成 2 5 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 2 議案第 4 2 号平成 2 5 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 1 3 議案第 4 3 号平成 2 5 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 4 議案第 4 4 号平成 2 5 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 5 議案第 4 5 号平成 2 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 1 6 発議第 3 号富士スバルラインのマイカー規制期間の短縮に関する意見書の提出について

◎議長挨拶

議長（田中 稔君） 平成25年第4回定例会開会に先立ちご挨拶を申し上げます。

今回の定例会は各条例の改正を初め、平成25年度の一般会計補正予算、各特別会計補正予算が議題となっています。

皆様の協力をいただき、円滑な進行ができますようお願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。

開会 午前10時30分

議長（田中 稔君） ただいまから、平成25年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

ここで、欠席議員の報告をいたします。渡辺 泉議員から本会議への欠席届が提出されています。ただいま出席議員は9名で定足数に達しておりますので、地方自治法第113条の規定により会議は成立します。直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（田中 稔君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、ありがとうございます。

平成25年第4回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、9名の議員の皆様のご参会のもと開会できますことに、改めてお礼を申し上げます。また、ご存じのように臼田和地区の農道整備が地権者のご理解と皆様方のご協力によりまして、県の発注が終わったことを報告いたします。あと、圃場整備などが残っておりますので、また議員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本定例会に付議する議案は、村条例改正4件、条例を定める件

1 件、青木が原ごみ処理組合の中央市の脱退に伴う規約の変更と財産処分の 2 件、補正予算案 5 件と意見書の提出についての議案が提出されております。どうか、議員の皆様には慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げますとともに、本議会の日程が諸般の事情により変則となったことをおわび申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（田中 稔君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡邊政司君、渡邊明雄君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第 1 2 1 条の規定により、村長及び教育委員長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願ひます。

次に、監査委員より、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、1 2 月 5 日に第 4 回町村議会議長会議が山梨県自治会館

において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、地方自治法第199条第1項の規定による平成25年度行政監査について監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 小林利雄君。

監査委員（小林利雄君） 8番、小林利雄。

地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施いたしました行政監査について報告させていただきます。

11月21日及び29日の2日間、代表監査委員の梶原先勝氏及び私で事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務等の状況について監査を行いました。

事業執行状況については、平成25年度における全243項目のうち100万円以上かつ10月28日現在で執行率が50%を下回る事業を抽出し、その中の41事業を対象として事業執行状況、調査票により管理職などから資料を求め説明を聴取いたしました。

補助金交付事務については、平成24年度において1補助事業者について50万円以上の補助金を交付している15の補助事業を対象とし、管理職などから補助金交付申請書及び交付決定通知などの一連の書類の提出を求め説明を聴取し、鳴沢村補助金等交付規則等に基づいて交付事務が適正に行われているか監査を行いました。

入札事務については、平成25年度において監査日までに執行された11件の入札について一連の書類の提出を求めるととも

に説明を聴取し、鳴沢村財務規則等に基づいて事務が適正に行われているか、また平成23年度に設置された鳴沢村立鳴沢小学校太陽光発電設置等工事の契約から完成までの一連の事務処理及び設置後の成果等について関係書類の提出を求め説明及び報告を受けました。

監査結果につきましては、同条第9項の規定により11月29日付で村長及び議長へ報告書を提出いたしております。

詳細につきましては既にお手元に報告書を配布してありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、行政監査の報告を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で行政監査の結果報告を終わります。

次に、平成25年第3回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長、 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成25年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月9日及び13日、両日ともに午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

12月9日は委員4名と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席、13日は委員全員と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

まず、12月9日の委員会で決定された事項については、次の5項目です。

1、会期は本日より12月24日までの9日間とし、配布して

ある会期日程表のとおりにすること。

2、議案の委員会付託は配布してある議案付託表のとおりにすること。

3、議案第41号から議案第45号までの5件を一括議題、一括採決とすること。

4、一般質問通告日は、12月13日の正午までとすること。

5、議会運営委員会で議会の申し合わせ事項の素案を作成するため、他町村議会の申し合わせ事項を参考に、次回の委員会までに各委員で意見等を取りまとめること。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

次に、12月13日の委員会で決定された事項については次の3項目です。

1、発議第3号は、開会日16日の本会議の日程に組み入れ審議を行うことにすること。

2、同日正午に通告が締め切られた、5名8件の一般質問通告書の取り扱いについて、渡邊明雄君の「有害鳥獣防護柵の延長について」及び「鳴沢村第一区焼間地区の用地使用目的変更について」の通告書は、本人に通告取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

3、議会の申し合わせ事項については、今後も引き続き議会運営委員会で素案を協議する。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第3回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 三浦利雄君。

建設産業経済常任委員長（三浦利雄君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成25年第3回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月9日午後2時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員4名と会議事件説明のために振興課長、振興課土木担当者2名、農政担当者1名、土地改良区室長、職務のために議会事務局長と書記の出席があり、議長にも同席していただきました。

招集に係る事件は、平成26年度道路工事等についての件と、閉会中の継続調査申し出の件です。

会議では、担当課より今年度実施された5件の村道工事、また4件の水道工事について、工事名、場所、工事概要、工期、金額及び落札業者の報告を受けるとともに、来年度実施を予定している3件の村道工事、1件の排水池新設工事、1件の水道工事、また簡易水道用揚水施設の非常用電源設置工事の概要及び工事に要する経費の説明を受けました。

また、県営中山間地域総合整備事業についても、来年度以降の事業執行概要の説明を聴取いたしました。

また、閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第3回定例会において議決した
広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。
広報常任委員会副委員長 佐藤博水君。

広報常任委員会副委員長（佐藤博水君） 4番、佐藤博水。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告をさせていただきます。

10月25日午前9時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第14号（案）について及び閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第14号について、レイアウト、掲載記事内容等の広報構成を協議し、先月11月1日に全戸配布をいたしました。

また、閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第3回定例会において議決した
鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長
渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 3番、渡邊明雄。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

11月25日午後1時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員9名と、会議事件説明のために住民課長、住民課担当者1名、株式会社萩原ボーリング社員3名、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、平成25年度地下水資源対策調査等の事業経過についての件と閉会中の継続調査の申し出の件です。

会議では、平成25年度事業である札木観測井戸さく井工事及び地下水資源対策調査業務委託の報告が行われ、札木観測井のさく井柱状、地質状況、揚水試験及び水質検査結果を初め、自記水位計の設置状況、地下水観測井のモニタリングデータに基づく地下水涵養量等の暫定値について報告がされました。

また、閉会中の継続調査申出につきましては、所管事務の調査について、今後継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月24日までの9日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月24日までの9日間と決定しました。

◎日程第4 議案第34号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（田中 稔君） 日程第4、議案第34号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 議案第34号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

改正点は、議案の2枚目をごらんください。

第3条第1項任用中、「消防団長（以下団長という）」及び副団長を、「消防団長（以下団長という）」と改め、「村長が」の次に副団長以下を追加するものであります。

改正前の規定では、村長の任用権は団長、副団長となっておりますが、消防組織法では副団長の任用権は団長に属するため改正するもので、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第34号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第5 議案第35号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件

議長（田中 稔君） 日程第5、議案第35号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 議案第35号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が本年9月2日から施行されたことに伴い、鳴沢村道路法施行条例の改正を行う必要があるものでございます。

具体的には道路法等の改正に伴い、国の事業で道路占用料を徴収することができるものが、国有林野事業に限られていたところ、本年4月に国営林野事業が企業形態を廃止したことに伴い、道路占用料を徴収することができる国の事業がなくなってしまう

ったことを受けての改正となっております。

議案2枚目をごらんください。

条例中、第7条第1項中「若しくは」を「又は」に、「し、又は法第35条の規定により同意した」を「した」に、第8条第1項中「第11条の7」を「第11条の8」に改め、同条第2号中「法第35条に規定する事業（政令第18条に規定するものを除く。）及び」を削り、第7条及び第8条の見出し中「占有料」を「占用料」に改めるものであります。

また、附則として本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、議案第35号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第36号鳴沢村水道条例の一部を改正する
条例を定める件

議長(田中 稔君) 日程第6、議案第36号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長(渡辺伸一君) 議案第36号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件について、ご説明申し上げます。

平成24年8月22日に公布された社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、平成24年法律第68号及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律、平成24年法律第69号による消費税率の引き上げに伴い、従来の消費税率を示した鳴沢村水道条例の改正を行う必要があるものでございます。

主な改正点は、水道料金及び水道加入負担金の消費税率の改正となっております。

議案の2枚目をごらんください。

条例中、第23条に掲げる水道料金の消費税率についての規定を100分の105を乗じて計算した額から、消費税法、昭和63年法律第108号に定める消費税率の税率を乗じて得た額及び地方税法、昭和25年法律第226号に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額に改めるものであります。

第32条に掲げる水道加入負担金につきましても同様の改正であります。

附則として、施行期日を平成26年4月1日からとしております。

以上で、議案第36号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第37号鳴沢村国民健康保険税条例の一部
を改正する条例を定める件

議長（田中 稔君） 日程第7、議案第37号鳴沢村国民健康保険
税条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といた

します。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。
住民課長（渡辺安司君） 議案第37号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日に公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正点は、国民健康保険税の不足に公社債等及び株式等に対する課税の見直しに伴う規定の整備をするもの及び字句の修正を行うものです。

具体的には、改正前の公社債は預貯金と同じ利子割課税され、金融機関から都道府県税として5%、復興及び所得税として15.315%が特別徴収されておりましたが、上場株式と同じ配当割課税に変更となり、都道府県税から住民税と復興及び所得税に課税するものであります。

また、配当所得等の分離課税に追加されたことから、公社債の譲渡益は非課税であったものが、譲渡株式と同じ本則課税の場合、20.315%に課税するものであります。

この改正の利点としては、他の上場株式等の譲渡損益と分離課税を選択した配当所得との損益通算が可能となり、また公社債の譲渡損は、確定申告を行うことにより3年間の繰り越しも可能となることであります。

なお、附則としてこの条例は平成29年1月1日から施行し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で、議案第37号の提案理由の説明理由を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第38号鳴沢村地域の元気臨時交付金基金
金条例を定める件

議長（田中 稔君） 日程第8、議案第38号鳴沢村地域の元気臨時交付金基金条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 議案第38号鳴沢村地域の元気臨時交付金基金条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

す。

今回、国から交付を受ける地域の元気臨時交付金を原資とし、地域経済の活性化と雇用創出を図ることを目的とした事業を実施するための財源として、鳴沢村地域の元気臨時交付金基金を設置するものであります。

2枚目をごらんください。

第1条、設置として、村が国から交付を受ける地域の元気臨時交付金を活用し、公共投資を円滑に行い、村内における経済の活性化及び雇用の創出を図るため、鳴沢村地域の元気臨時交付金基金を設置する。

第2条、積み立てとして、基金として積み立てる額は、交付金のうち一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲内とする。

第3条、管理として第1項基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第2項、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第4条、運用益の処理として、基金の運用から生じる利益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

第5条、処分として、基金はその設置目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

第6条、委任として、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則の第1項として、施行期日は公布の日からとするとともに、第2項においてこの条例は平成27年3月31日を持って失効し、この場合基金に残余財産があるときは相当する額を予算に計上して国庫に納付するものとしております。

今定例会に提出しております議案第41号、平成25年度一般

会計補正予算（第3号）に計上してありますが、今回国から交付を受ける地域の元気臨時交付金の額の一部をこの条例で設置する基金に積み立てを行い、平成26年度において基金から繰り入れを行った上で事業の財源として充当するものであります。

以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第39号青木が原ごみ処理組合規約の変更について

議長（田中 稔君） 日程第9、議案第39号青木が原ごみ処理組合規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（渡辺安司君） 議案第39号青木が原ごみ処理組合規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

構成市町村であります中央市が平成26年3月31日をもって脱退することに伴う規約の一部を変更するために地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるためであります。

規約の変更につきましては、2ページをごらんください。

第2条中「及び中央市以下、旧村名」を削除し、同2条及び3条以降の「関係市町村」を「関係町村」に改める。第5条第1項中「9人」を「8人」に、第6条第1項中「2人」を「1人」に変更し、別表第1の「中央市1人」を削除するものです。

なお、附則としまして、この規約は平成26年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第39号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第40号中央市の脱退に伴う青木が原ごみ処理組合の財産処分について

議長(田中 稔君) 日程第10、議案第40号中央市の脱退に伴う青木が原ごみ処理組合の財産処分についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(渡辺安司君) 議案第40号中央市の脱退に伴う青木が原ごみ処理組合の財産処分について、提案理由をご説明申し上げます。

構成市町村であります中央市が、平成26年3月31日をもって脱退することに伴い、中央市の財産については全て同組合に帰属させることを定めるもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるためです。

以上で、議案第40号の提案理由の説明を終わります。

議長(田中 稔君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第11 議案第41号平成25年度鳴沢村一般会計補
正予算（第3号）から

◎日程第12 議案第42号平成25年度鳴沢村国民健康保
険特別会計補正予算（第2号）

◎日程第13 議案第43号平成25年度鳴沢村簡易水道事
業特別会計補正予算（第3号）

◎日程第14 議案第44号平成25年度鳴沢村介護保険特
別会計補正予算（第1号）

◎日程第15 議案第45号平成25年度鳴沢村後期高齢者
医療特別会計補正予算（第2
号）

議長（田中 稔君） 日程第11議案第41号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から日程第15議案第45号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長、小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第41号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から議案第45号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

平成25年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに9,016万8,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を28億5,966万2,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、公民館運営管理事業1,853万円、一般分積立金1,386万9,000円、庁舎等管理費874万2,000円、簡易水道事業特別会計繰出金799万円、次世代育成支援対策事業557万3,000円などで、これらの事業実施に係る財源として国庫支出金などの特定財源3,023万8,000円、借入額の70%が基準財政需要額に算入される緊急防災・減災事業債の採択を見込んだ2,946万5,000円の借り入れや、前年度からの繰越金などの一般財源3,046万5,000円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成25年度予算と、平成24年度から平成25年度に繰越明許させていただいた予算の総額は29億2,981万円となります。

また、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、消防施設等整備・管理事業4,215万5,000円を

平成26年度へ繰り越すものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、議案第41号から議案第45号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第45号までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により予算決算常任委員会に付託の上審査をすることにいたします。

**◎日程第16 発議第3号富士スバルラインのマイカー規制
期間の短縮に関する意見書の提出
について**

議長（田中 稔君） 日程第16、発議第3号富士スバルラインのマイカー規制期間の短縮に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。9番、渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） 9番、渡辺久男。

発議第3号富士スバルラインのマイカー規制期間の短縮に関する意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

山梨県では、富士山の自然保護と交通渋滞解消のために、富士スバルラインのマイカー規制を前年度は15日間、本年度は前年度比約2倍の31日間実施しました。

その結果、8月19日から25日までの間は、登山者が31.2%減少、弾丸登山者も63.0%減少いたしました。

本年6月に富士山が世界文化遺産に登録され、観光客の増加が

見込めることを村民は大いに期待しておりましたが、当村の統計によりますと、8月の道の駅なるさわでの農産物等の売り上げは、対前年比90.8%と減少いたしました。特に今年は期待が大きかったため、農家及び観光業者等も落胆しております。

来年度は、5月26日から6月30日までの間、新御坂トンネルを全面通行止めにして、天井板撤去工事が予定されております。また、登山者の入山料の徴収も実施される見込みであり、さらに富士スバルラインのマイカー規制が7月1日から8月31日までの62日間実施されれば、大幅な観光客の減少が見込まれます。

富士スバルラインのマイカー規制以外にも富士山の自然保護と交通渋滞解消の方策はあるはずです。観光客数減少に伴う当村の農業所得及び観光業所得等の減少を防止するため、これまでどおり富士スバルラインのマイカー規制期間は延長しないように強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、山梨県知事に対し意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 討論なしと認めます。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長(田中 稔君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月17日から23日までの7日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議は12月17日から23日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は12月24日午後3時から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年12月16日

議会議長

署名議員

署名議員

平成25年12月24日再開

1、出席議員

1番 小林 昭一	2番 渡邊 政司
3番 渡邊 明雄	4番 佐藤 博水
5番 小林 茂澄	6番 三浦 利雄
7番 渡辺 泉	8番 小林 利雄
9番 渡辺 久男	10番 田中 稔

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第41号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算
(第3号)
日程第4 議案第42号平成25年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)
日程第5 議案第43号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第44号平成25年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第1号)

- 日程第 7 議案第 45 号平成 25 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（田中 稔君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、佐藤博水君、小林茂澄君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 2 5 年第 3 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、2 番 渡邊政司君。

2 番（渡邊政司君） 2 番 渡邊政司。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

1 0 月 3 1 日水曜日 1 4 時より招集され、第 3 回定例会が行われました。

出席者は議員 1 8 名と会議事件説明のために執行部 2 名の出席がありました。

本会議においては、まず、会期が 1 0 月 3 1 日の 1 日間と決定されました。

会議事件は 4 件で、内容としましては、最初に副議長の選挙の

件が行われ、鳴沢地区の三浦利雄氏が選出されました。

続いて、委員会の所属についての件では、富士河口湖町の議員の入れかえがあり、総務委員会に船津地区の渡辺喜久男氏と井出正広氏が、部分林委員会には小立地区の渡辺元春氏と船津地区の流石恭史氏が、入会権対策委員会には船津地区の中野貴民氏が選出されました。

続いて、平成24年度一般会計歳入歳出決算認定についての件では、事務局から歳入総額1億2,288万8,000円、歳出総額7,865万6,000円とする事項別明細書の説明があり、原案のとおり認定されました。

次に、平成24年度美化協会計歳入歳出決算認定についての件では、事務局から歳入総額3,383万6,000円、歳出総額1,764万2,000円とする事項別明細書について説明があり、いずれも原案のとおり認定されました。

そして最後に、議長の辞職に伴う議長選挙が行われ、船津地区から井出總一氏が選出されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 河口湖南中学校組合議会、5番 小林茂澄君。

5番（小林茂澄君） 5番 小林茂澄。

河口湖南中学校組合議会第4回定例会についての報告をさせていただきます。

平成25年9月19日午前10時より招集され、第4回定例議会が行われました。

議員14名と、会議事件説明のために、組合長をはじめ関係者12名の出席がありました。

会議事件は3件で、内容としましては、平成24年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入合計7億

8, 269万7, 661円、歳出合計7億7, 524万3, 124円で認定されました。

続きまして、監査委員の選任に同意を求めることについて、船津地区の井出重子君が選任同意されました。

続きまして、教育委員会教育委員の任命に同意を求めることについて、大嵐地区より渡辺晴夫君が、船津地区より渡辺信三君が任命、同意されました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 富士五湖広域行政事務組合議会、3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

平成25年第3回富士五湖広域行政事務組合議会臨時会についてご報告させていただきます。

平成25年10月25日午後1時30分より議会運営委員会、2時から議員協議会、2時半から本会議が開かれました。

議員19名と、会議事件説明のために、管理者堀内 茂富士吉田市長、小林 優鳴沢村長をはじめ、事件説明のために執行部数人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が25日の1日間と決定されました。

会議事件は5件で、内容といたしましては、議長選出の件、内容は富士河口湖町の梶原 武議員を選出いたしました。

議会運営委員補欠選任、議会常任委員会の補欠の選任を行いました。

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、所在地下吉田1896番地を下吉田6丁目2番6号に、下吉田1842番地を下吉田6丁目1番1号に改める件。

それから、財産の取得の件、高規格救急自動車を老朽化が著しいため買い入れるものとして、富士五湖消防本部高規格救急自動車を1台、指名競争入札です。金額は2,772万円で取得しました。消費税は132万円です。取得相手は甲斐日産自動車株式会社です。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会臨時会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 青木ヶ原ごみ処理議会、8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

青木ヶ原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

11月8日2時より招集され、会議が行われました。

議員9名と、会議事件説明のために富士河口湖町長をはじめ事件説明のために執行部5人の出席がありました。

本会議においては、まず、会期が8日、1日間と決定されました。

会議事件は、まず、認定第1号平成24年度青木ヶ原ごみ処理組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入4,202万8,000円、歳出3,126万7,000円と原案のとおり認定されました。

報告第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて、青木ヶ原ごみ処理組合職員の再任用に関する条例の一部変更の説明があり、承認されました。

以上で青木ヶ原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 青木ヶ原衛生センター議会、4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

平成25年11月8日15時より招集され、平成25年青木ヶ原衛生センター議会定例会が富士河口湖町役場において行われました。

議員11名と、会議事件説明のために渡辺 孝所長をはじめ執行部9人の出席がありました。

本会議においての会議事件は4件で、まず、富士河口湖町議会議員の改選により、議長が不在となり、議長選挙が行われ、指名推選で渡辺元春君が当選いたしました。

次に、議席の指定、会議録署名議員の指名があり、会期が8日1日間と決定されました。

次に、認定第1号平成24年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定についての件で、収入済額5,811万3,089円、支出済額4,466万5,327円、差引残高1,344万7,762円で、原案のとおり認定しました。

次に、同意第1号監査委員選任についての件で、小佐野 快君の辞任に伴い選任するもので、堀内昭登君の選任に同意することに決し、閉会しました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番
小林昭一君。

1番（小林昭一君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

平成25年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が10月25日午後2時より開催されました。

議員22名と、会議事件説明のために広域連合長石井由己雄君

をはじめ、事件説明のために執行部及び事務局13名の出席がありました。

会期は10月25日、1日間と決定されました。

会議事件は9件で、内容としましては、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について、これは議長による指名推選で鍋田幹雄君が指名され、選出されました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について、これは議長により指名され、清水保君、神宮司正人君、深澤平助君、後藤政行君、私、小林昭一が選任されました。

次に、一般質問が行われ、吉田昭男君が後期高齢者医療保険制度の特別軽減を段階的に廃止することについての発言がありました。

次に、平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。内容は、収入済額5億8,888万4,462円、支出済額5億7,092万1,795円、歳入歳出差引額は1,796万2,667円で認定されました。

次に、平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、収入済額9億10億7,691万3,279円、支出済額8億96億2,515万5,623円、歳入歳出差引額は1億45,175万7,656円で認定されました。

次に、平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ898万2,000円を増額し、それぞれ4億7,413万6,000円とするものです。主な内容として、前年度の決算により生じた余剰金を繰越金として受け入れ、その約2分の1を市町村負担金の減額分に充当し、歳出につきましては、前年度余剰

金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるもので、可決されました。

次に、平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億5,232万1,000円を増額し、それぞれ945億4,632万7,000円とするものです。内容として、歳入については支払基金交付金の精算に伴う減額及び前年度の決算により生じた余剰金の受け入れによる増額です。歳出については、後期高齢者医療給付基金への積み立て及び国・県負担金の精算による返還分などで、可決されました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについての件。富士河口湖町の渡辺凱保氏が選任同意されました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについての件、これは身延町芦澤健拓議員からの辞職の申し出があり、これを認めたためです。早川町の近藤文男議員が選任同意されました。

以上で平成25年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第41号平成25年度鳴沢村一般会計補正
予算（第3号）

◎日程第4 議案第42号平成25年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

◎日程第5 議案第43号平成25年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算（第3号）

◎日程第6 議案第44号平成25年度鳴沢村介護保険特別

会計補正予算（第1号）

◎日程第7 議案第45号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（田中 稔君） 日程第3、議案第41号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から、日程第7、議案第45号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊明雄君。

予算決算常任委員長（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄です。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第41号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から、議案第45号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、12月17日午前10時15分に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算5議案について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（田中 稔君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの予算決算常任委員長の報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 討論なしと認めます。

これより議案第41号から議案第45号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第41号から議案第45号までの5件は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(田中 稔君) 起立全員です。したがって、議案第41号から議案第45号までの5件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第8 一般質問

議長(田中 稔君) 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。渡邊政司君からの鳴沢小学校の学力向上への取り組み内容についての質問を許します。2番 渡邊政司君。

2番(渡邊政司君) 2番 渡邊政司。

鳴沢小学校の学力向上への取り組み内容について、教育長に質問いたします。

文部科学省は、全国学力テストの実施要領を変更し、市町村教育委員会の判断により学校別の成績公表を認めると発表がありました。順位づけや一覧表にすることを認めず、公表には結果分析と改善策の提示を義務づけるものです。具体的な公表方法は、教育委員会の判断に任されますが、保護者や住民にテスト結果を生かした学力向上への取り組み内容について説明してい

くことも必要です。

来年度の学力テストは、4月22日に全国の小学6年と中学3年を対象に、国語と算数、数学で行われますが、成績公表をする考えはありますか。

また、全国水準と照らし合わせた場合の鳴沢小学校の課題と取り組み内容について質問いたします。

議長（田中 稔君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 渡邊政司議員さんの質問にお答えいたします。

来年度の学力テストの結果について、成績を公表する考えはあるかのご質問ですが、公表する予定であります。公表には、結果分析と改善策の提示が義務づけられていますので、公表の方法と公表内容については、教育委員会で検討していきたいと考えております。

次に、全国水準と照らし合わせた場合の鳴沢小学校の課題と取り組み内容についての質問にお答えします。

国語Aの知識に関する問題と国語Bの活用に関する問題では約10ポイント前後、10点と言ってもいいと思いますが、算数Aの知識に関する問題と算数Bの活用に関する問題では約6ポイント前後、それぞれ全国平均を下回っています。小学校では、全国の平均点と比べて正答率が低かった問題を洗い出して、対策を考えて、新たな取り組み内容として2学期から授業で取り組んでいます。例えば国語では、漢字を書く問題を苦手としていますので、漢字を正しく読んだり書いたりする指導を行い、漢字の意味を理解させた上で反復練習させると。また、算数では、割り算とその逆算である掛け算とに関する問題を苦手としていましたので、児童が理解しやすいように、板書、ノートなどで図を使うなど、工夫して指導する、そういう取り組みを行

っています。

また、児童質問紙による学習に対する関心、意欲、態度についても、全国の平均との比較によって、優れている点と劣っている点がわかります。

保護者に対しては、学校に送られてきた児童の個別の成績と質問紙による学習に対する関心、意欲、態度等の結果を見ながら、担任と保護者による二者懇談の折に説明し、家庭との連携を図りながら、テストの結果が生かせるように取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

私も公表しなくても、今後学校の順位づけがされていくと考えております。今回、公表していただけるということですので、これからの保護者や住民の理解が得られるように、テスト結果を生かした学力向上への取り組みとともに、取り組み内容についての情報提供をお願いいたします。

以上です。

議長（田中 稔君） 続いて、村独自の育英制度の創設についての質問を許します。2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

平成24年の6月定例議会では、現在使われていない国際交流基金を育英基金に用途変更できないか質問いたしましたが、今回は、村独自の育英制度の創設について、村長に質問いたします。

奨学金を滞納する人がふえているとの記事がありました。長引く不況で収入が減り、返済したくても返せない人がふえているとのことです。鳴沢村でも専門学校や大学に通うために日本学

生支援機構の奨学金制度を利用している人は大勢いますが、返済に向けて高収入を得るために都会に就職したり、返済に追われて晩婚化する要因にもなっています。村で独自の育英制度を設けて、学生を支援するとともに、返済時に地元就職者を優遇できれば、地元就職する若者がふえるのではないのでしょうか。

全国には、返還する必要のない給付型の奨学金制度があります。ある自治体は234自治体で13.4%とあります。山梨県でも、都留市、甲斐市、道志村で奨学金制度があります。今後ほかの自治体でもふえてくることと思います。村独自の育英制度を設ける考えはありますか。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

奨学金制度については、国の機関である日本学生支援機構の奨学金利用者が大学就学者の3分の1、その他の奨学金制度を含めると約5割の学生が活用しているとのこと。このうち日本学生支援機構の奨学金制度は、国公立、私立、自宅、自宅外により貸付金額が定められており、この制度を活用する7割に当たる学生が有利子の第2種奨学金を活用しているとのこと。また、返済金額、期間の例によると、返済期間は15年から18年くらいで、月額返済額も1万5,000円程度に設定されており、通常では無理なく返済できる計画となっているのではないかと思います。

奨学金制度の中には、少例ですが、給付型を行っている自治体もあります。この制度については、所得制限等があり、ごく限られた方への制度であったり、少額のため余り負担軽減につながらないものなど、余り活用性はないものと思われます。また、他県の例を見ますと、地元企業へ就職することにより一部返済が免除される奨学金もありますが、あくまでも一部免除であり、

地元への就職へつながるかは疑問であります。また、税を使って奨学金制度に取り組んでいますから、住民の皆さんからの批判も考えられるところでもあります。

ご質問の村独自の制度創設は、厳しい経済状況が続く中、多額の教育費がかかることから、地域で活躍する人材を育てるという意味からは望ましいと思いますが、あくまでも貸与でありますので、景気の悪化などの影響で万が一、奨学金返済の見通しが立たなくなった場合、地元へ余計に帰って来づらくなるかとも思われます。

現状では、短大及び大学等への進学に当たっては大変多くの学校が奨学金制度を設置しております。また、山梨県内には、公益財団法人山梨みどり奨学会育英奨学金、赤尾育英奨学会大学生奨学金があると伺っておりますので、まずは充実している国・県等の奨学金制度を有効に活用してもらいたいと思っておりますので、現時点では村独自の育英制度を創設する予定はありませんが、皆さん方でご協議の上、ご検討を願いたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。回答ありがとうございます。

奨学金の返済額ですけれども、月10万円の3%で返済期間20年借りた場合、約650万円の返済額となります。月当たり2万7,000円の返済になりますが、20年間ということで、負担はかなり大きいものです。また、このほか山中湖村と富士吉田市には就学資金貸与条例というのがあって、保健士、看護師、あと准看護師の養成学校等への就学資金を貸与するという制度もあります。今後、ほかの自治体でもふえてくることが考えられますので、今後検討していくようによろしくお願いま

す。

議長（田中 稔君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、小学校の英語科の設置についての質問を許します。1番
小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

小学校の英語科の設置について教育長にお尋ねします。

小学校は、5、6年生で外国語活動、英語が必修化されていますが、文部科学省の地域の特色を生かした特別の教育課程を編成する学校の認定を受け、2015年の商品化を目指しているデジタル教科書等を活用し、外国語の積極的な学習が必要と思いますが、考えを教えてください。

議長（田中 稔君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 小林昭一議員さんからの質問にお答えいたします。

2011年から小学校5、6年生に外国語活動の授業、英語ですが、必修化され、週1時間、年間35時間実施されることとなりました。

文部科学省の地域の特色等を生かした特別の教育課程を編成する学校の認定を受け、2015年の商品化を目指しているデジタル教科書等を活用し、外国語の積極的な学習が必要と思いますが、どうかこの質問についてお答えします。

結論から言いますと、それは難しいと考えております。

理由としては、1つは、先ほどの学力検査の結果について答弁させていただきましたが、2教科とも全国平均を下回っているということで、この教科の指導に力を入れていかなければならないということがあります。

今の鳴沢小の児童には、英語に特化したカリキュラムで授業を行うという学習に対する余力、あるいはゆとりがない状況だと

言えると思います。現在学習している教科の内容を習得するのに精いっぱい状況だと言えると思います。国語、算数の基礎基本をしっかり身につけさせるほうが、これから先、中学校に進学してから、またその先の将来のことを考えたときに大切ではないかと思います。

2つ目の理由は、1ヶ月ほど前に下村博文文部科学大臣が小学校の英語を教科にする方針を表明したという報道もありました。政府の教育再生実行会議が5月にまとめた第3次提言では、小学校の英語に関して、実施学年の早期化、指導時間増、教科に昇格させるという教科化、専任教員の配置等による英語学習の抜本的拡充を行うよう提案していました。

文部科学省では、これを受けて6月から省内に英語教育に関する検討チームを立ち上げ、小・中・高校を通じた英語教育のあり方について具体化の検討を進めてきました。文部科学大臣は、記者の質問に答えて、現時点ではまだはっきりと固めているわけではないとしながらも、同チーム案では小学校3、4年生で週1回程度英語に親しむ、5年生から週3回程度教科化した英語を行うと提案していることを明かし、この案を中心として必要な指導体制の整備も含め早期に結論を得たいと述べました。

このような報道からしても、小学校の英語学習がこれから大きく変わってくることが予想されます。このようなこともあって、しばらくはこの動向に注目していく必要があるように感じます。このようなことから考えると、外国語に特化した取り組みは今はやるべきではないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

文部科学大臣が委員会のほうに答申をかけて、前にはゆとり教

育ということでそういう方向に進んだ経緯があります。反省としては、ゆとり教育は間違いだったと。じゃあ、方向がいろいろあるかなと思いますけれども、その意見もありましたら。

先ほど教育長のお話にあった外国語活動についての項目を見ますと、ネイティブスピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて外国語に堪能な地域の人々の協力を得る。また、音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に利用する。使用する視聴覚教材は、児童、学校の地域の実態を考慮しながら適切なものであるというふうな指導が出ていると思いましたが、その辺、小学校では平成23年度より、もう2年ぐらいたちますけれども、どのような内容で指導に当たったのか、その成果は出ていたのかどうなのかということについてもあわせてお答えをお願いします。

議長（田中 稔君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 今、小学校で行われている英語活動の成果についてということですが、特に教科書等はなく、外人講師、ALTの授業が35時間のうち27時間、あとの残りの授業は担任が指導しているという状況です。

本校では、低学年のときから週8時間ぐらい、この英語に関する学習を取り入れてきました。5、6年生になって週1時間ということで、非常に、アンケート調査等によって「英語が好きである」と、これは会話を中心としてゲームとか遊びとか、そういったことが主になっておりますので。そういう点では一定の成果が上がっていると、こういうふう考えています。

ただ、先ほどの答弁にもありましたように、これは児童の実態等に合わせて、ゆとりがあればもちろん新しいことを取り入れることは非常にいいことなんですけれども、授業時間数が増加したということもあって、これは全国的にというか、鳴沢小に

限りませんが、低学年から目いっぱいといいますか、ほとんど、教科の授業だけでなく、それ以外に取り組んでいる道徳、特別活動、環境教育とか情報教育とか、そういったこともありますので、これ以上新しいものを取り入れる余裕は今のところないと、このように思います。

以上です。

議長（田中 稔君） 1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番、小林昭一。

教育長さんのおっしゃったとおり、一般の方の意見でも、日本語もできないのに外国語をどうかという意見もあるようですが、内容的には小学校から中学に行くわけで、そこに差があると、どういう問題になるかということもありますので、これからの方向性を考えながら、教育長お一人でなく、教育委員の皆様と精査検討して、新しい案があれば、またそれもそれなりに対応していただければというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、鳴沢村の観光振興についての質問を許します。3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

鳴沢村の観光振興について村長にお尋ねいたします。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の調査で、村には豊富な地下水があると担当課より中間報告がありました。

昔、丸尾に池があって、カエルがいたことがありますけれども、道の駅周辺に鳴沢湧水池をつくって観光客を呼び込むことですが、忍野村の八海の遊水池はすばらしいということで、道の駅周辺あるいは焼間周辺も大変な観光資源になると思いますけれども、村長の意見を伺います。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の鳴沢村の観光振興についてという質問にお答えさせていただきます。

丸尾の池がどのくらいの池かは覚えていないわけですが、カエルがいたことは覚えております。そんなことを踏まえ、まず、本村には忍野村と違って湧水が出る場所がありません。つくる場合は、湧水池でなく地下水利用の人工池になるかと思われま

す。

費用対効果の観点から、人工池をつくるための諸費用について、直近の事例として、平成18年に実施した大持水源開発工事を参考に勘案してみますと、当該事業には、新規水源電気探査業務委託費、また、ボーリング工事費、井戸ポンプ設置工事費として約6,500万円の費用がかかりました。この時は掘削深度300メートルでしたが、半分の150メートルでも約3,000万円程度かかるかと想定されており、道の駅あたりでも合計しますと5,000万円程度の経費が試算されます。

また、池の大きさや場所も検討する必要があります。また、第一区の土地なら地代を払わなければなりません。また、ほかの造成費用や雨水を利用したとしても、水質をきれいに保つための循環設備も必要と思われま

す。加えて事故防止のための安全対策も講じなければなりません。

さらに、設置後のランニングコストを考えますと、湧水の自然池ではない人工池に、そこまでの観光資源としての価値や効果があるかということも懸念されますので、観光振興策の一つとして参考とさせていただきますが、現時点では取り組む予定はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

今回、おっしゃるとおりだと思います。費用がかかって、費用対効果の面もあると思います。

あのそばに、焼間というところがありまして、鳴沢村と第一区で、食糧増産のために賃貸で土地を20年契約ぐらいでやっているそうでございます。最近ではイノシシとか鹿とかの被害が出て、今、荒れた状況になっております。ここら辺も長い、余り長くなく、用途変更、観光開発、あるいは太陽光パネルの設置とか、地下水の費用がかかり過ぎれば、そういうものでなくてもやってほしいなど、活用できるように、あのそばを何とか活性化できればいいかなと思って、参考まで申し上げます。

以上です。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 焼間という案もありますが、私の考えでは、1区だけでなく、地権が絡んでいるので、焼間のほうがもっと難しい問題で時間がかかると思われます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

鳴沢の1区の議員さん、それから2区の議員さんはともかく、第1区民の皆さん方も、前向きにいろいろ考えていただければいいかなと思います。

以上です。

議長（田中 稔君） ここで一般質問通告取り下げの報告をいたします。

12月13日に渡邊明雄君から通告のありました「有害鳥獣防護柵の延長について」及び「鳴沢村第1区焼間地区の用地使用目的変更について」の質問は、本人より通告取り下げの申し出

がありましたので、これを許可いたしました。

以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、体育・スポーツ・レクリエーションの推進に向けた施策の実績についての質問を許します。4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

体育・スポーツ・レクリエーションの推進に向けた施策の実績と成果について教育長に伺います。

平成24年6月の体育協会の組織強化、スポーツ少年団の育成、地域総合型スポーツクラブの設立についての一般質問に対し、体育協会の組織強化については、専門部の強化、活性化を図る、会員の加入促進を進め、組織の強化を図る。また、スポーツ少年団の育成については、育成の手段の重要性、指導者の資質、技能の向上、小学生全員への推進、また、地域総合型スポーツクラブの設立については、小学生を中心に地域総合型スポーツクラブの設立に向けた検討をしていくとの答弁をいただきました。

その後の検討や課題、また解決策、それぞれの取り組みと実践並びに成果を伺いたいと思います。

議長（田中 稔君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 佐藤博水議員さんの質問にお答えいたします。

体育協会専門部の活性化については、体育協会には各種スポーツ大会の運営を委託し、これまで各種競技で培われた技術と経験をもとに、幅広い世代にスポーツの楽しさを伝えていく中で、活動の幅を広げていきたいと考えておりますが、以前に比べて若い人が少なくなってきたことや忙しくてゆとりがなくなってきたなど、多くの課題があります。

次に、スポーツ少年団会員の加入促進の成果についてどうかという質問についてですが、鳴沢村スポーツ少年団に加入してい

ない児童の全てがスポーツをしていないのではなく、近隣市町村のクラブチームに加入して活動している児童も多くいます。

参考までに、鳴沢小学校児童、これは先週ですが、欠席を除いた全校児童156名を対象に、どのようなスポーツを学校以外でどのくらいしているかというアンケートをして調べていただきました。その結果を見ますと、野球が15人、サッカーが43人、テニスも43人、剣道が7人、ラグビーが6人、水泳23人、縄跳び26人、ダンスが7人、バスケット10人、一輪車が6人、バドミントンも6人、合気道が1人、フットサルが5人、バレー1人、綱引きが41人、テコンドー1人、それからドッジボール5人という結果でした。この数字には、スポーツ少年団やクラブチームに所属している児童のほかに、放課後遊学館等で友達と遊んでいる児童の数も含まれ、複数回答で調査をされたものです。

次に、スポーツの習い事をしているかどうかを聞いたところ、習い事をしている児童は98人で、全体の62.8%でした。どこで習い事をしているか聞いたところ、スポーツ少年団が51人、スポーツ少年団以外のチームが48人、クラブチーム等のことですが。個人レッスン10人という結果でした。

この結果から見ても、スポーツの種類も多く、多様化しており、村のスポーツ少年団に加入して活動している児童よりもスポーツ少年団以外のクラブや個人レッスンを受けている児童数のほうが多いということがわかります。

それから、本年度の取り組みとしては、新たに団員募集活動費として各単位団に、4つのスポ少単位団がありますが、そこに補助金を交付しました。その成果については、事業年度終了後の実績報告書で検証する予定でいます。

平成26年度は、各単位団ごとの募集活動に加え、4つの単位

団が合同しての保育所、小学生、中学生を対象としたスポーツレクリエーションを予定しております。

次に、地域総合型スポーツクラブの設立に向けた検討事項の具体的内容についてという質問ですが、平成12年5月に策定されたスポーツ振興基本計画の主要方策である地域におけるスポーツ環境の整備充実に、生涯スポーツ社会の実現のため、できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%になることを目指すとあります。その施策として、10年間で全国の各市町村において、少なくとも1つは総合型スポーツクラブを育成するとあります。この施策が上げられてから10年以上たつわけですが、平成25年7月1日現在の全国育成率は79.0%、山梨県内におけるクラブ設置率は70.4%となっております。

鳴沢村では、これまで人生の早い時期からスポーツに親しむことが重要であり、かつ小学生の体力低下などが問題とされていることから、小学生を中心としたクラブの設立を検討してまいりました。この総合型スポーツクラブは、誰もがいつでもスポーツができる環境整備の一つであり、そのためにはクラブを常時運営できる人材、場所と資金が必要条件となります。

設立に向けての第一段階として、クラブの財務管理や会員数、活動プログラム、運営委員会と指導者、各種目別の活動状況など、クラブ全体について把握し運営していくクラブマネジャーの確保が必要となるわけですが、実際には難航しているというのが現状であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

今、ご答弁いただいた中で、体育協会の組織強化については、

スポーツ大会に委託等をしてというようなことの話もありました。これも確かですけれども、なお参加の中で部員の少なく、また、郡の体育祭、あるいは県の体育祭等に参加できない専門部もあるようでございます。この辺の衰退種目の加入、それから会員増員計画、この辺はどう考えているのでしょうか。

それから、スポーツ教室等によって新規の専門部の育成、それから、現在いろいろな大会がございますけれども、未出場種目への普及、人材の発掘、参加促進、指導援助、この対応についてどのようにお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

また、スポーツ少年団の関係でございますけれども、多くの子どもがほかの運動クラブ等へも加入しているようでございますけれども、なかなか手招きをしているだけでは入ってきてくれないというのが現状でございます。

先日、文部科学省の発表に、小学校5年生と中学校2年生の全員を対象に、4月から7月に実施された全国体力テストの結果が公表されました。それによりますと、中学校2年生女子の23.5%が1週間の間に授業を除く運動はゼロというのがございました。運動をしない子どもが増加しているということもあります。自分の好きなスポーツへ行くというのもいいわけですが、ある程度組織がしっかりしたスポーツで練習していないと、やはり遊びになってしまうというようなこともあります。

それから、山梨は小学校5年、中学校の2年の男女とも全国平均を下回っているというような報道がありました。先ほどスポーツ少年団の育成、また、人生の早い時期からが重要であるということを教育長も認識しているようでございます。これは大変重要でありまして、我々に課せられた課題や施策であるとも考えます。できれば補助をいただいているスポーツ少年団のほ

うへ全員加入制度というようなことはお考えできないでしょうか。こちらのほうもお願いしたいと思います。

また、指導者の件ですけれども、先日、山梨県スポーツ少年団50周年記念式典とスポーツジャーナリストによる講演が開催されました。本村から4単位団が永年活動単位団として表彰を受けましたけれども、50年に一度の式典でございましたけれども、本部長がただ1人の参加ということでございました。他の研修会等にも同様なケースがございます。優秀指導者の育成ということも非常に重要であります。参加や、あるいは推奨、これは担当が積極的に行わなければ、なかなか行ってもらえないし、結果的に優秀な指導者は育成できません。ボランティアである指導者も研修を受け、さらに自分を磨き、指導に当たることは義務でもあると思いますけれども、指導者協議会等の設置も含め、いかがお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

なお、参考ですけれども、日本体育協会、これのスポーツ指導員という資格もあるわけですが、4年に一度の義務研修ということで、その時代に沿った勉強をしていって指導をしていくというようなことがございます。これらの制度もできれば、順次していく方策もあるじゃないかと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

議長（田中 稔君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 体育協会の活性化ということで、全員参加と。目標としては間違っていないと思うんですけれども、高齢化社会が進むにつれて、村民の年齢構成とともにニーズも違ってきていますので、見直すべきところは見直して、時代に合わせなければならぬと。今までのやり方でそのまま、なかなか課題が解決できない曲がり角といいますか、そういうふうなことも考えられます。

それからもう1点、鳴沢村では総合型スポーツクラブとしての活動はしておりませんが、先ほど述べさせていただきましたが、スポーツ少年団の活動にしても、何らかの形で約7割の児童が活動に参加しておりますし、村の行事であります村民体育祭、ロードレース大会、村民ゴルフ大会、剣道大会、卓球大会、また、福祉の関係では、高齢者・福祉スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会、それから鳴沢村元気クラブの皆さんが独自に取り組んでおりますボウリング大会、あるいはゲートボール等、保育所の園児から高齢者までが運動に参加する機会も多くて、参加人数も一定しておりますので、村としてはスポーツ活動には盛んなほうではないかというふうに考えております。

これらの活動とは別に、あえて総合型スポーツクラブを設立するという課題でありますけれども、その辺を村としてどう考えていったらいいか、この辺も大きな課題の一つだと考えております。

以上です。

議長（田中 稔君） 4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水です。

なかなか活動しているというのも私も認めるわけですが、体育協会の専門部傘下で、またスポーツ少年団以外の各団体に属さなくても、仲間や実践ができる場所が確保できてスポーツに楽しむことができるということを、こういうことを主に重点的に必要だと思います。仲間が集まって自発的に活動が行える、このような指導助言が必要でないかなと思います。それがひいては、ぜひその総合型スポーツクラブ等に自然と育っていくじゃないかと、このように思います。その中でまた各種大会等に出るように、出場することによって、たまにいい成績が出た場合は、本当に村長も提言しておりますように、小さな村でもき

らりと光るものが出てくると、このように考えておりますので、ぜひ積極的に、先ほど言いましたように手招きでなくて、手を引いて、こうしてしましよう、こうしましようという指導をぜひひして行って、なお盛んにしていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（田中 稔君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、今後の村政運営についての質問を許します。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

今後の村政運営について、村長に質問します。

村長は就任してから、旧河口湖ゴルフクラブの再建、情報通信網の整備、富士鳴沢紅葉ロードレース大会の実施等、大きな事業を成し遂げ、成果を上げておられます。有能な村長ですから、鳴沢村の将来を見据えた村をよくするための今後のさまざまな政策を頭の中では描いていると思います。例えば道の駅周辺の再開発、災害時のための避難道路と観光振興を兼ねた新しい道路整備、村営の野菜工場などの建設、三湖台にロープウエーを設置して観光の拠点にするなど、潤沢に積み立てられている基金や補助金などを有効活用すれば、新規事業の実施も不可能ではないと思います。

幾つかの例を挙げましたが、今後村をよくするために具体的にどのようなことを行っていこうと考えているのか、また、来年度の目玉となる事業の実施予定を教えてください。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

小林利雄議員には、おだてられた感もありますが、事業を成し遂げられたことにおいて、議員、職員の皆様の応援が、また協

力があればのことと、ここに感謝申し上げます。

今後の村政運営についてというご質問ですが、当面する課題としては、平成19年より県営中山間地域総合整備事業が着手され、来年度は、農道1号未改良区間の整備、農道1号全線の舗装工事、臼田和第2工区の圃場整備工事、西地区水源井戸からの臼田和地区圃場につなげる管路工事、鳴沢・大田和地区の管路工事に伴う村道舗装復旧工事等を順次計画していると伺っております。早期完成に向け、県に働きかけを行ってまいりますので、関係地権者の皆様の承諾につきましても、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、本村の観光・交流の拠点であります道の駅なるさわの活性化について、今後も継続的に取り組んでいきたいと考えております。

具体的に予定している事業については、まず、電気自動車の急速充電器の設置です。今年度は、山梨県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンが策定されたことにより、この制度を活用して今年度中の設置に向け手続を進めているところでございます。急速充電器の設置により、電気自動車ユーザーの道の駅への立ち寄りがふえることが見込まれ、交流人口の拡大による観光業や地域産業の振興等、地域の活性化につながることを期待されます。

また、来年度は、今回の補正予算で計上されました鳴沢村地域の元気臨時交付金基金を活用して、かねてから多方面で要望がありました物産館の入り口の自動ドア化や搬入口の改良等を計画しています。利用者の利便性と従業員の作業効率をともに向上させることにより、活気あふれる道の駅にしていきたいと考えております。

災害時に停電になった場合の対策として、防災拠点施設として

の役場庁舎と避難施設としての総合センター及び水源ポンプアップ用として、非常用発電機を設置する予定であります。

また、現在使用している大型ポンプ車両は、購入から25年以上経過していることや、火災や大規模災害時に消防団活動の支障となる狭く通行ができない道路もあるため、小型ポンプ車両2台の購入とあわせて耐震基準を満たしていない車庫兼詰所の建てかえを予定しております。

河口湖南中学校校舎改築工事につきましては、普通教室棟が完成し、特別教室棟と給食室棟が来年完成すれば、全ての工事が終了する予定であります。

潤沢とは言えないですが、年1億ぐらいは基金もふえていると思います。この庁舎が築51年たっているわけで、また、道州制等の問題も絡んでわかりませんが、皆さん方でこの庁舎問題も検討していかなければならないとも考えているところでもあります。そのほかに懸案のゴルフ場跡地についても、多くの村民に影響する大きな問題となっております。その問題解決には多くの困難がありますが、跡地を一体化して有効活用できるよう、できる限り早期に解決できればと考えております。

首長と議会は車の両輪とよく言われます。私ども執行部と皆様の議会、相反するものもございますが、それぞれの立場で尊重し合い、最終的な目的である福祉の充実や生活の向上を図るため、山積みするさまざまな課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

また、このような時代でありますからこそ、村、村議会、住民が一体となって、創意と工夫を持って全力を注いでいかなければならないと常日ごろから強く感じているところであります。鳴沢村並びに住民にとって、有益で実現可能な施策等がありましたら提言していただきたいと思っておりますので、よろしく

お願いしまして、答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

議員研修で宮城県の松島町に行きました。3月11日の大震災で町は甚大な被害を受けたが、復興には国からの震災復興交付金で対処して、町の基金は全く使っていないとのことでした。

宝くじは買わなければ当たりません、夢は計画しなければ実現いたしません。道の駅周辺クリエーションパークは28億7,400万強で完成して、今は鳴沢村の観光と商業の中心地となっております。農家にとってはなくては困る場所となり、また、年寄りにとっては小遣い稼ぎのよい場所と感謝されております。

例えば村長が西湖までトンネルをあけたとすれば、新しい観光が生まれ、万が一富士山が噴火したときは、よい避難道路になります。道の駅に加工施設を兼ねた食堂をつくると、若い人の働く場所がふえ、野菜の地産池消もふえます。富士河口湖町では休日になると、小作と不動によるほうとう渋滞ができるほど食堂が混みます。

道の駅でもヒットメニューを1つ考えれば、十分やっていけると思います。10年先、50年先を考え、夢のある政策を期待して質問を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で小林利雄君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

（「議長」の声あり）

議長（田中 稔君） 9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） 暫時休憩。

議長（田中 稔君） この際、暫時休憩します。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時33分

議長（田中 稔君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（田中 稔君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条の規定により閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成25年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

す。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年12月24日

議会議長

署名議員

署名議員